

別表（第2条関係）

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第6条の2第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」 ・児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」 ・児童福祉法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、法第34条の15第1項の規定により市町が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第13号に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業および同法同条第2項の届出を行ったもの
キ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
ク	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育および特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
ケ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 法第59条の2の規定により届出をした施設 ② ①に掲げるもののほか、福井県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤ 国、県または市町が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
コ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業